

王府文書「廻文」にみる葬墓制記事

— 厨子・玉御殿・身元不明者を中心に —

大城 直也

はじめに

沖縄を対象とした葬墓制研究は、考古学・民俗学・歴史学など学際的に議論される重要なテーマである¹。しかし、歴史学からのアプローチは必ずしも多いとは言えないのが現状である。研究史を振り返ると、高良倉吉氏、田名真之氏による研究と思われる²。近年では、厨子に記載されている銘書（ミガチ）について分析した鈴木悠氏の成果が出されている³。

以上のように、歴史学からのアプローチとしては、諸士の家譜や、ミガチを中心に分析が加えられてきた。ところで、首里王府の中核である評定所が作成する史料群の中に「各月日記」や「廻文」と称される史料がある。それらには、いくつか葬墓制に関する記事が散見される。

本稿では評定所が作成した「廻文」に着目し、近世後期⁴の琉球における葬墓制の一端について紹介したい。以下では、「廻文」の性格に触れ、同治8（1869）年を事例に葬墓制に関する記事を見ていくことにする。

1. 「廻文」の性格

近世期の首里王府では、琉球国を運営していく上で大量の行政文書が発給・保管された⁵。こうした首里王府文書は、1879年の「琉球処分」を契機に、①明治政府、②尚家、③沖縄県庁、④沖縄県立図書館、と分割された⁶。

評定所が作成した文書に、「廻文」と呼称するものがある。首里王府の関係機関を通じて各方面に布達された行政文書の一種で、評定所から各間切の在番へ出され、下知役・検者にも回覧・伝写された⁷。少しばかり、「廻文」までの布達経緯を紹介しておきたい。

例えば、各村で発生した逃亡人について、「間切公事帳」では次のように定められている。

【史料1】⁸

一、村中之者逃走廻文申上候時者、掟頭書付相調番每方江差出候、書付之調様左之通、

覚 拘人并歳付程比面影着物等委細相記 何かし

右者何月何日逃走候二付而方々相尋候得共居不申候、何様之儀歟仕候半、念遣奉存候間、見逢之方ハ平等所江搦出候様、乍恐首里中・泊中・那覇中・久米村中・国頭方・中頭方・島尻方被仰付被下奉願候、此旨宜様被仰上可被下候、以上、

月日 村頭名印

何掟名印

おおしろ・なおや：（那覇市歴史博物館 会計年度任用職員 歴史資料整理員）

右申出之通相違無御座候間、御廻文被仰付可被下候、以上、

月日 大さはくり名印

右願出之通御廻文被仰付可被下候、以上、

同日 両惣地頭名印

本史料は、美里間切の「間切公事帳」に規定されている条文である。村から逃亡する者を見つけたら、掟頭が「書付」を作成し、同間切の番毎方へ提出すること、となっている。その際のフォーマットが次の「覚」である。この「覚」は「御廻文被仰付可被下候」とあり、両惣地頭まで連絡が行き、その決裁を受け、「廻文」として評定所へ申請している。

こうした申請を受けて、「覚」の事案は首里・泊・那覇・久米村・諸間切へ周知されるのである。【史料1】の事例と関連した内容は、次の記事のように「廻文」として周知されるのである。

【史料2】⁹

久米村故富村里之子親雲上女子

真亀

但、高程中形、面丸ク色赤、歳三拾五・六之比、

右者御仮屋方江相掛け候御用筋有之候処、逃去居分不相知候付、捕方被仰付度旨、那覇役人より申来候間、見逢之方者屹与捕付親見世江相届、此方江茂其届可申出候、尤不罷居候ハ、其段与々証文を以、来月廿日限首尾可申出候、此旨首里中・泊中・久米村中・諸間切・諸嶋江不洩可被申渡旨、御差図二而候、以上、

卯十一月卅日 国吉親雲上

平等之側

御物奉行

惣役

長史

泊頭取

【史料2】は、「廻文（咸豊5～6年）」に収録されている記事である。それによれば、逃亡者は真亀であり、その肩書に「久米村故富村里之子親雲上女子」とある。この逃亡者に関する連絡は那覇役人から申請があり、捕え次第、親見世へ届けること、となっている。この件について、首里・泊・諸間切・諸嶋へ周知されたのである。

さて、現在確認できる「廻文」は、浦添市教育委員会から刊行された『琉球王国評定所文書』（以下、『評定所文書』）と那覇市歴史博物館が所蔵する尚家文書に伝来している。その内訳をみると、次の通りである。

〔『評定所文書』〕

- ・「廻文（道光24年～26年）」（『琉球王国評定所文書 第2巻』所収）
- ・「廻文（咸豊5年～6年）」（『琉球王国評定所文書 第17巻』所収）

〔尚家文書〕

- ・454号「廻文（康熙58年～咸豊9年）」 ※ただし、咸豊10年に抜書したもの。
- ・455号「廻文（咸豊3年～4年）」
- ・456号「廻文（咸豊7年～9年）」
- ・457号「廻文（同治6年～7年）」
- ・458号「廻文（同治8年～9年）」
- ・459号「廻文（同治10年～12年）」

概観すると、伝来している「廻文」は8点ある。『評定所文書』に収録されている2点は、すでに刊行されているが、尚家文書に伝来する6点は未翻刻史料である。尚家文書は、豊見山和行氏の科研調査（以下、豊見山科研）によりマイクロ撮影が行われているが¹⁰、史料の状態が悪いためか、「廻文」は撮影されていない。その中で、尚家文書458号「廻文（同治8年～9年）」は比較的状态が良かったと思われる、豊見山科研でマイクロ撮影されている。

こうした史料の状況を踏まえて、同治8（1869）年の事例から、葬墓制記事についてみていこう。

2. 「廻文」にみる葬墓制記事

本章では、「廻文」にみえる葬墓制関係記事を紹介していきたい。以下では、①厨子甕の作製に関する褒賞、②玉御殿について、③身元不明な死体とその対応、と順にみていこう。

（1）厨子の作製に関する褒賞

「廻文」は王府から諸間切へ布達した内容であるが、その中には褒賞記事が多々含まれている。それは、各間切も褒賞記事のように、国用へ役立つことを周知するためのものと考えられる。

まずは、厨子の作製に関する褒賞記事を紹介したい。

【史料3】¹¹

其方事上焼物御厨子式御仕立付主取申付候處、丈夫二付出来候段瓦奉行申出趣有之候、右躰太き上焼物者別而出来兼候由候處、全焼調殊勝之至候、猶以工柄相増先様万反御用向、相弁候様可相嗜候、御褒美状如件、

三司官

同治八年己巳八月廿四日

壺細工

高江洲筑登之親雲上

同

高江洲筑登之親雲上

同

高江洲筑登之親雲上

同

嶋袋筑登之

同

高江洲筑登之

右者上焼物御厨子式御仕兼被仰付、両杯北之高江洲筑登之二者、仕手懸而仮主取申付候處、いつ連茂出精丈夫ニ出来候段、申出趣遂披露候、右躰太さ上焼者別而出来兼候由候處、出精之程相立殊勝之至被思召候、此旨右面々江可被申渡旨、御差図ニ而候、以上、

巳

八月廿四日 澤岬親雲上

平良親雲上

瓦奉行

【史料3】の褒賞は、三司官の名において、壺細工の高江洲筑登之親雲上らが褒賞されている¹²。その内容を見ていくと、次の通りである。上焼物の厨子について、主取に任命された高江洲筑登之は丈夫な上焼物厨子を作りこみ、丁寧に仕上げた。こうした「出精之程」について、澤岬親雲上と平良親雲上が瓦奉行へ報告した。その後、瓦奉行より三司官へ上申され、その功績が認められ、三司官より褒賞する、となっている。

ここで褒賞された人たちは、恐らく壺屋の陶工人であろう。なぜ、陶工人に筑登之などの位階が付されるのか、そこは疑問が生ずるところである。しかし、こうした丈夫な厨子を製作することで、王府より陶工人が褒賞されている。

ここで掲げた事例は1869年であるが、その約10年前にも褒賞されている。「廻文（咸豊5～6年）」に記録されている記事は、次の通りである。

【史料4】¹³

其方事上焼物御厨子ニ御仕立付主取申付候処、丈夫ニ出来候段瓦奉行申出趣有之候、右躰太キ上焼者別而出来兼候処、全焼調殊勝之至候、猶以工柄相増先様万端御用向相弁候様可相嗜候、仍而褒美状如件、

三司官

咸豊六年丙辰六月廿六日

壺前太工

高江洲筑登之親雲上

壺細工

高江洲筑登之親雲上

同

島袋筑登之

同

かめ高江洲

同

かめ高江洲

同

まつ高江洲

右者上焼物御厨子ニ御仕立被仰付、高江洲筑登之親雲上二者仕手掛而仮主取申付候処、い
つれ茂出精丈夫ニ出来候段申出趣遂披露候、右躰太キ上焼者別而出来兼候由候処、出精之詮
相立殊勝之至被思召候、此旨右面々江可被申渡旨御差図ニ而候、以上、

辰

六月廿六日 見里親雲上

亀川親雲上

瓦奉行

【史料4】によれば、高江洲筑登之をはじめ陶工が、丈夫な上焼物厨子を丁寧に作り上げ、
その功績について見里親雲上・亀川親雲上らが瓦奉行へ報告し、その後、三司官へ上申された。
そして、【史料3】と同様に三司官より褒賞されたのである。

ところで、史料中には「御厨子」とある。この史料は王府が布達した事項であることから、こ
こでの「御厨子」は、王族に使用される厨子ではないだろうか。『重要文化財玉陵復原修理工事
報告書』（以下、『玉陵報告書』）によると、王族の厨子には誌版（木製・陶製）があり、そこ
には王族らの埋没年と洗骨年が記銘されている¹⁴。それによれば、尚灑王妃は同治3（1864）年
に洗骨されている。また、尚育王は咸豊4（1854）年に洗骨されている。

すなわち、1854年に尚育王が洗骨され、その時に使用する厨子を作り、褒賞されたのが【史料4】
（1855年）の記事であり、1864年に尚灑王妃が洗骨され、その厨子を作り、褒賞されたのが【史
料3】（1869年）と考えられるのではないだろうか。

したがって、王族の厨子を作製することは、王府からも評価され、民衆らの見本となるような
位置づけがなされたのであろう。そのため、「廻文」として諸間切へ周知されたのである。

（2）玉御殿について

次に尚王家の墓に位置づけられる玉御殿に関する記事をみていこう。

【史料5】¹⁵

其方事兼々心懸宜石二字面彫調方相嗜居候付、

先王様

先妃様御厨子ニおかけ候、御札三十七枚御銘書黒石ニ彫調方被仰付候處、丈夫許調殊勝之儀
被思召候、何様願出之砌、其功御見合可被仰付候条、先様猶以心懸右様彫物之御用相立候様、
精々可相嗜候、此段可申渡旨御差図ニ而候、以上、

巳

十二月廿二日

澤岨親雲上

平良親雲上

若狭町村嫡子

長嶺筑登之親雲上

【史料5】は、玉御殿の中に安置されている厨子に関連する記事であろう。先王と先妃の御厨子にかける「御札」の37枚へ銘書（ミガチ）を黒石（ニービ？）に掘り調えた功績を周知したものである。その作製者は若狭町村の長嶺筑登之親雲上である。

ところで、御厨子に「おかけ」する「御札」とは何だろうか。前掲の『玉陵報告書』には、安置されている厨子内へそれぞれに誌版（木製・陶製）があることが分かっている。平敷令治氏は陶製誌版について形態と書体が同一のことから、近代に作製されたものと推察している¹⁶。

【史料5】に出てきた御厨子に「おかけ」する「御札」には、王族らの銘書を黒石に彫っている。これは平敷氏が指摘する誌版に相当する物と考えられないだろうか。となれば、黒石に彫り整えられた石製誌版の存在が示唆される。これに関連して、尚家文書38号「明治三十四年八月従一位侯爵尚泰様御葬儀係方日誌」（8月29日記事）に「一、先王様／先妃様御厨子内二入置き候薨去并御安骨年月日記載ノ木札ハ／永久御保存之為メ、先般御仕立置候石札二同事項記載を以、御取換被仰付候事」（／は改行）とある。ここに「石札」と見出せることから、石製誌版と考えられる。また、【参考資料】の尚典の札は、石製と思われる。平敷氏はそれを陶製と報告しているが、上記の史料を踏まえると、玉御殿の厨子に「おかけ」する札は、陶製誌版ではなく、石製誌版ではないだろうか。一つの可能性として提示しておきたい。

次に玉御殿の補修に関する記事が見いだせる。

【史料6】¹⁷

其方事、玉御殿御墓上後表惣様、土引除、石粉打分方、其外所之御修補仕替等二付、本職懸而係相勤候處、一涯出精、細工日用人共下知方を以、夫々丈夫二相調入料茂兼而之賦より…殊勝錢三千六拾七貫文餘相減候段、遂披露不取計候處、殊勝之儀被思召候、此段可申渡旨、御差図二而候、以上、

與座親雲上

新垣親雲上

□□方中取

大田里之子親雲上

御賦調主取

翁長里之子親雲上

申口方筆者

上江州里之子親雲上

御物奉行加勢足筆者

佐久本里之子親雲上

申口方足筆者

保栄茂里之子親雲上

……（後略）……

【史料6】は、玉御殿の修理に関する褒賞記事である。それによれば、玉御殿の屋根上の後ろ部分にあった土を取り除き、石粉を打合した。またその他の修理を行ったようである。その際に、細工日用人たちは命を受け、精を出して働いた。細工日用人は丈夫に作り調べ、見積額よりも安く工事を行ったようである。そのことについて、與座と新垣から、申口方筆者をはじめ、5人へ申請を行った。本史料はその後も関連する記事が続くが、ここでは割愛したい。

ところで、同年（1869年）における評定所作成の「明治二年 日記」をみると、次のような記事がある。

【史料7】¹⁸

玉御殿内之御庭東表江石垣二而被圀置候所者、何様之御用所二而候哉、御当座并平等方御書留等糺方被仰付候得共、何分次第相見得へ不申候付、御近習頭仲吉親方より御座候御案内之上、右御圀所堀させ致見分候處、御道具物何ぶりから杯有之燎炊之所相違無之由二而、絵図間付之通御修補仕、穴ふさ黒石二而仕合、御安骨之時御位牌加那志御板・御棺・御衣裳杯焚納、其側檀築上、御位牌加那志御字又者御卒都婆焚納候時、御法名御字削から御壺江納上奉埋、御龕・御卒都婆其外御道具類者西之燎炊江何ふり上所被仰付候而、其何様可有之哉之旨、同人を以御意被成下、弥其通被仰付可宜段、御返詞申上相濟候付、平等之側渡久山親雲上より普請係奉行并詰之申口方筆者共江早々手を付候様、申付候事、

附、絵図左之通

本史料は、1869年の1月29日の記事である。玉御殿の墓庭の東側にある「被圀置候所」（東焚棄炉？）について、御当座（帳当座？）と平等方にとっては不明な場所である旨の通達があった。そのため、御近習頭の仲吉親方が命じられ、その発掘を行った。そこから、炊き上げを行った後の、道具類の灰が検出された。その後、絵図の通り修補を行い、黒石にて穴を塞いだ。その場所は、王族の御安骨の時は位牌・棺・衣裳を焼き納めていた。その手順は次の通りであったようである。①側に立てる檀と位牌・卒部婆を焼き納める時は、法名の字を削り、その削りカスを壺へ入れ埋めること。②龕・卒部婆それ以外の道具は「西之燎炊」（西焚棄炉？）へ焼き納めること、とある。記事の末尾に状況をスケッチした絵図が書かれている。

ところで、これまで玉御殿をめぐる先行研究では、その意匠や思想¹⁹、その中に安置されている厨子²⁰について検討が加えられてきた。しかし近世期において玉御殿でどのような葬送儀礼が行われてきたのか²¹。史料的制約もあり、十分に検討されてきたとは言い難い。よって、ここで紹介した【史料7】はそれを考える重要な素材と考えられる。この論点は深くは立ち入らず、今後の研究をまちたい。

さて、ここで指摘したいことは、【史料5】から【史料7】を踏まえると、1869年に王府が玉御殿に手を加えているという事実である。なお、これらは必ずしも正史『球陽』に出てくるものではない。なぜ、1869年に王府が手を加えていたのだろうか。この点については今後の課題としたいが、若干の見通しを提示すると次のように考えている。

高良倉吉氏がすでに指摘しているが²²、『球陽』に尚泰王21年の条に風水師の鄭良佐（与儀通

事親雲上)ら3人が福建に派遣された。その目的は玉御殿の「修葺するの法を学習」させるため、とある。『球陽』には「…若し能く其の欠を補へば、則ち妨礙する所無し等の由、此れに由る。是れに由りて各処を修補す。」とある²³。すなわち、玉御殿の風水上の欠点を補えば、それが改善されること、とある。

おそらく、こうした風水上の欠点を行う事業が、翌年の1869年に実施された【史料6】・【史料7】の具体的な事例だったと考えられる。

(3) 身元不明の遺体とその対応

さて、「廻文」には、① - ②で出てきた褒賞記事以外にも、諸間切への連絡事項(=確認事項)も布達されている。その1つが、身元不明な遺体発見したときである。本節では、いくつか事例を紹介したい。

【史料8】²⁴

男老入

但、歳三拾七八之比、高程中形、面丸、色白、髭少、ふくた沓枚着并古はせを衣裳二而腹巻候而、
□小并俵彼持□髪無之、

右、真和志間切上間村帳内、安次嶺毛何らん下二相果候付、同所山野江葬置候段、間切役々
申出有之候間、親類之方者右役々引合、死骸請取候様、首里中・久米村中・那覇中・泊中・
諸間切江可被申渡旨、御差図二而候、以上、

巳

三月十五日

澤岬親雲上

平等之側

惣役

長史

里主

御物城

泊頭取

御物奉行

【史料8】は、身元不明な男性の遺体である。その年齢は、37～38歳ごろとみられ、「高程中形、面丸、色白、髭少、ふくた沓枚着并古はせを衣裳二而腹巻候而、□小并俵彼持□髪無之」と男性の特徴について記されている。

この男性は、真和志間切の上間村にある安次嶺毛²⁵で発見された。この遺体は、発見場所である安次嶺毛の山野で葬られたことを地方役人から報告があった。このことについて、親類関係者であれば、地方役人と調整して遺体を引き取ることを、首里・那覇・久米村・泊・諸間切へ連絡されたものである。

こうした身元不明な遺体は、発見場所から近くの税がかからない土地(=竿入れを行っていない

い土地)に葬ったと考えられる。

この様な記事は他の「廻文」にも見いだせる。久米村を事例にみていくと、次の通りである。

【史料9】²⁶

男老人

但、歳五拾四・五之比、面長、髭中分、高程中形、芭蕉并木綿切々衣装老枚ツ、着、
右一昨夜久米村松尾江相果、何方之者与者不相知、非人之様相見得候由、横目申出候付、宗
之崎江葬させ置候段、長史申出有之候間、親類之方者久米村筆者引合死骸請取候様、首里中・
泊中・那覇中・諸間切江可被申渡旨御差函二而候、以上、

辰

十一月六日

阿波根親雲上

御物奉行

平等之側

久米村中者長史より申渡置候付本文通、

里主

御物城

泊頭取

【史料9】によれば、50代の男性が久米村松尾へ遺体として発見された。身元が不明であり、横目によれば非人(=賤民身分)と判断された。この身元不明な遺体は、宗之崎へ葬ったと、久米村長史から報告があった。【史料8】と同様に親類の者であれば、久米村筆者へ連絡し引き取ることを、首里・那覇・泊・那覇・諸間切へ通達されたものである。

以上、紹介した事例が身元不明な遺体の対応である。【史料8】と【史料9】まで概観してみると、身元不明な遺体は、発見場所から近くの竿はずれの土地や海岸沿いに葬られていたとのことである。

おわりに

本稿では、「廻文」からみえる葬墓制の記事を抽出し紹介した。冒頭でも触れたとおり「廻文」は、王府から諸間切へ布達されたものを集成したものである。その中には、厨子襲作製の褒賞記事をはじめ、玉御殿の修理に関する記事、身元不明な遺体の発見と親類への遺骨の受取りを周知していた。こうした記事から、「廻文」は琉球社会における葬墓制の一状況、すなわち、王家から民衆までの葬墓制に関する「実態」を示す史料といえよう。

ところで、【史料7】にみえる玉御殿での葬送儀礼の中で、「卒都婆」が見だせる。これまで沖縄の葬墓制研究では、菅見の限り「卒都婆」に着目した研究は見られない。近世琉球の葬送儀礼で「卒都婆」とはどのような役割や特徴があったのか²⁷。今後はこの点からアプローチしてみたいと考えている。

【参考資料】尚典の石札（表面、撮影者：尚裕氏）



那覇市歴史博物館提供（資料コード 02020859）

- ¹ 沖縄県地域史協議会編『シンポジウム 南島の墓 沖縄の葬制・墓制』（沖縄出版、1989年）、浦添市教育委員会編『墓からわかる家族の歴史 近世墓シンポジウム報告会』（浦添市教育委員会、2004年）、沖縄国際大学南島文化研究所編『第43回南島文化市民講座 葬墓制からみる近世琉球社会—祖先と子孫の対話（報告集）』（沖縄国際大学南島文化研究所、2022年）がある。
- ² 高良倉吉「玉御殿の石厨子銘書について—仲松＝高城説的解釈の問題」（『琉球王国史の課題』ひるぎ社、1989年、初出1984年）、同「伊是名玉御殿をめぐる諸相」（『琉球王国史の課題』ひるぎ社、1989年、初出1988年）、田名真之「墓—歴史的視点から見た諸相」（琉球新報社編『新琉球史—近世編（上）—』琉球新報社、1989年）、同「士族の墓」（前掲注（1）『南島の墓』所収）、同「玉城朝薫墓（辺士名家墓）の人々」（『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社、1992年、初出1989年）を挙げておく。
- ³ 鈴木悠「近世琉球における銘書の受容と展開について—浦添市内出土資料の分析を通して—」（『比較家族史研究』第32号、2018年）。
- ⁴ 近世琉球の時期区分については、西里喜行氏が提示している（同「近世琉球王国時代の後期と『末期』」（『沖縄県史 各論編 第4巻 近世』沖縄県教育委員会2005、616頁）。本稿では、西里見解の時期区分を踏襲しつつも、前期（薩摩侵攻後の半世紀）、中期（17世紀後半から18世紀後半）、後期（19世紀から1872年）、末期（1872年から1879年）と区分する。
- ⁵ 評定所における文書管理については、真栄平房昭「琉球王国評定所文書に関する基礎的考察」（『九州文化史研究所紀要』第35号、1990年）。

- 6 田名真之「琉球王国と尚家」（那覇市歴史博物館編『国宝「琉球国王尚家関係資料」のすべて 尚家資料 / 目録・解説』沖縄タイムス社、2006年）。
- 7 前掲注（5）真栄平論文、198頁。
- 8 「間切公事帳（美里間切カ）」（那覇市企画部文化振興課編『那覇市史 資料篇第1巻10 琉球資料（上）』那覇市役所、1989年）。
- 9 「廻文（咸豊5年～6年）」（琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書第17巻』浦添市教育委員会、2001年）。
- 10 この成果は、豊見山和行編『琉球国王家・尚家文書の総合的研究 2004年度～2007年度 科学研究費助成金（基盤研究（B）研究成果報告書 課題番号16320091）』（琉球大学教育学部、2008年）にまとめられている。
- 11 尚家文書458号「廻文」（那覇市歴史博物館所蔵）。
- 12 この【史料3】の上段部分は、鎌倉芳太郎氏によって筆写されている（沖縄県立芸術大学附属図研究所編『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第1巻 美術・工芸』沖縄県立芸術大学附属資料館、2004年、86頁）。また同頁には、褒賞された高江洲家の末裔と思われる人の屋号・名前（「ウフカマネーノ分家 高江洲牛氏」）がメモ書きされている。
- 13 前掲（9）「廻文（咸豊5年～6年）」。
- 14 文化財建造物保存技術協会編『重要文化財玉陵復原修理工事報告書』（玉陵復原修理委員会、1977年、44頁～55頁）。
- 15 前掲注（11）「廻文」。
- 16 同上、『玉陵報告書』。しかし、陶版の写真は本報告書には掲載されておらず、全様は不明である。
- 17 前掲注（11）「廻文」。
- 18 尚家文書405号「明治二年 日記（己巳正月～三月中日記）」（那覇市歴史博物館所蔵）。
- 19 安里進「琉球王国の陵墓制—中山王陵の構造的特質と思想—」（篠原啓方編『周縁の文化交渉学シリーズ3 陵墓からみた東アジア諸国の位相—朝鮮王陵とその周縁』関西大学文化交渉学教育研究拠点、2011年）、高橋康夫「第2章 首里の玉御殿」（同『平安京・京都研究叢書5 京都と首里—古都の文化遺産研究』文理閣、2020年）を挙げておく。
- 20 厨子のミガチについては、前掲注（2）高良論文、厨子については、大堀皓平「玉陵における石厨子の型式的変遷」（『首里城研究』第21号、2019年）、倉成太郎「尚敬王 陶製御殿型厨子」（『國華』第1486号、2019年）がある。
- 21 近代における王族の葬送儀礼として、尚泰や尚典を事例に検討した、藤本仁文「明治三四年尚泰の葬儀と旧琉球王国」（上杉和央編『京都府立大学文化遺産叢書 第15集 沖縄の宗教・葬送儀礼・戦没者慰霊』京都府立大学文学部歴史学科、2019年）、伊集守道・鈴木悠「尚典の葬送について」（同上、上杉編書所収）。
- 22 高良倉吉「尚泰王末期の風水動向の一端」（『琉球アジア文化論集』第4号、2018年）。
- 23 『球陽 読み下し編』（角川書店、1974年、650頁）。
- 24 前掲注（11）「廻文」。
- 25 安次嶺毛は『旧真和志の歴史・民俗地図』（那覇市史編集室、1978年）でも確認され、字上間のところに、「アシンモー毛」と比定される。なお、この近くには現在も残っている「アシンムウタキ（安次嶺ヌウ岳）」がある。
- 26 前掲注（9）「廻文（咸豊5年～6年）」。
- 27 「諸事儉約についての申渡し（同治八巳年カ）」（那覇市企画部文化振興課編『那覇市史資料篇第1巻10 琉球・資料（上）』那覇市役所、1989年）には「一、卒土婆之儀角木相用來候処、以来王子衆以下三司官迄者板二相調、其外者惣而紙二書調させ可相用事」とある。すなわち木製の卒塔婆の使用に関しては、王族・三司官とそれ以外に区分されるのである。こうした琉球社会における卒塔婆の特徴は今後の検討課題と思われる。